



No.31
平成19年11月14日

平間・東地区のまちづくり情報誌

編集・発行
長崎市
(東長崎土地区画整理事務所)

向寒の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。今後も皆様とともに東長崎平間・東地区のまちづくりを進めていきますので、よろしく願いいたします。

さて、平成19年10月2日(火)から10月11日(木)の10日間、東長崎平間・東地区土地区画整理事業の審議会委員の立候補受付を行ったところ、届出のあった立候補者の数が定数を超えなかったため、候補者全員が無投票当選されました。

これにより、新しい東長崎平間・東地区土地区画整理審議会委員(学識経験者(2人)を除く)11人が決定しましたのでご紹介します。

また、東長崎平間・東地区土地区画整理事業地区内の土砂災害特別警戒区域への長崎市の対応についてご説明します。



審議会委員の方々をご紹介します

任期:平成19年11月14日~平成24年11月13日

1. 土地所有者(10人)

2. 借地権者(1人)

氏名

住所

氏名

住所

3. 学識経験者

氏名

役職

任期

平成19年2月1日~
平成23年1月31日

平成14年12月1日~
平成19年11月30日

(五十音順)



土砂災害特別警戒区域指定への対応について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、平成18年3月に平間・東地区において土砂災害警戒区域等の区域指定がなされております。

このうち、建物の構造規制を受ける「土砂災害特別警戒区域」は15区域が指定され、約60の宅地が影響を受けることになりました。

この問題への対応につきましては、平成19年10月に開催した土地区画整理審議会に報告いたしましたので、皆様にも概要をご報告いたします。

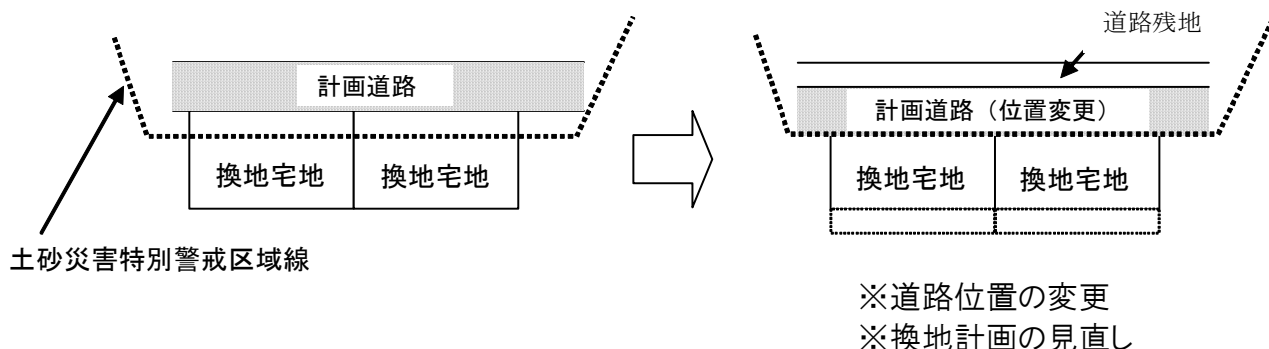
今後は、影響を受ける権利者の方々へ個別に説明し、話し合いを行っていく予定にしておりますので、今後ともご協力いただきますようお願い申し上げます。

【対応方針】

原則として、次の4つの方針に基づき、住民の皆様と協議を行いながら、影響を受ける宅地ごとに対応を行います。

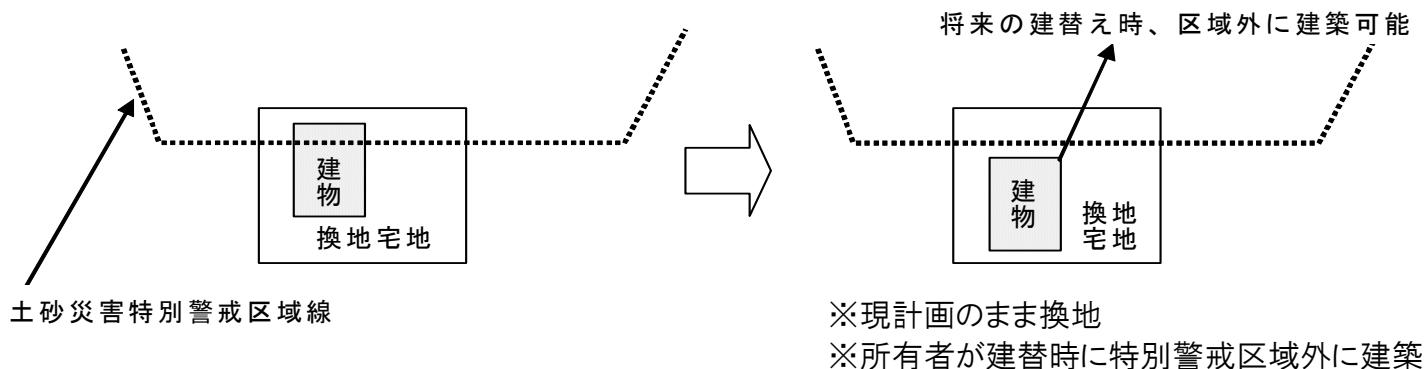
1. 区画道路の配置(位置の変更)が可能な場合は、極力区画道路を配置する。

例図



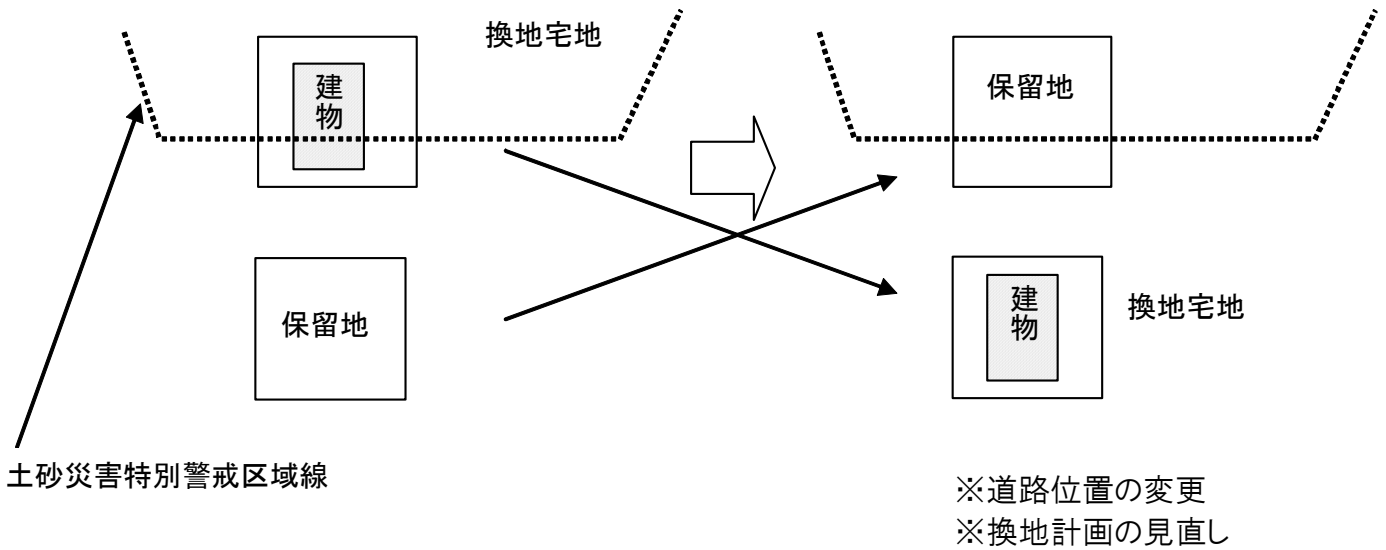
2. 現在、建物が存在しない、あるいは換地予定地内の土砂災害特別警戒区域を含まない敷地内で将来建替えが可能と考えられる場合は、現在地で換地する。

例図



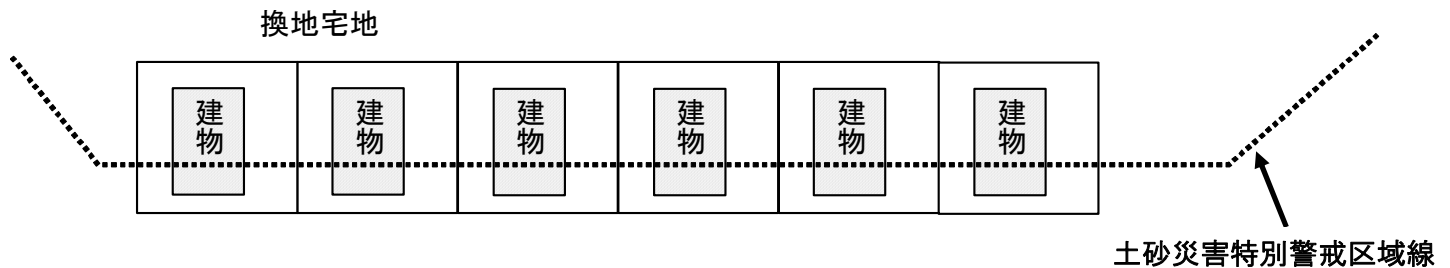
3. 換地予定地内の土砂災害特別警戒区域を含まない敷地内で将来建替えが困難と考えられる場合は、近隣の保留地予定地へ飛び換地し、代わりに土砂災害特別警戒区域を含む従前地は、保留地として処分する。

例図

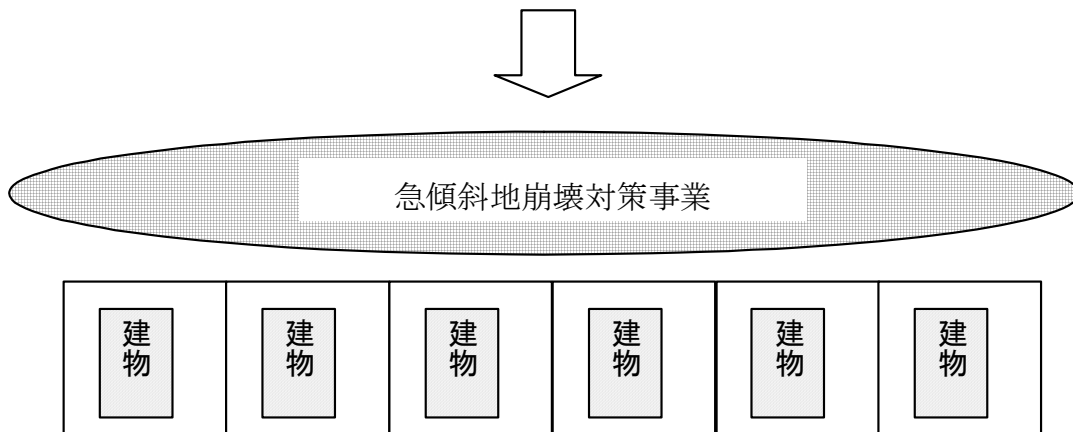


4. 急傾斜地崩壊対策事業が実施可能な場所は、急傾斜地崩壊対策事業の実施を検討する。(崖地内の土地の無償提供が必要となるため、今後確認を進める)

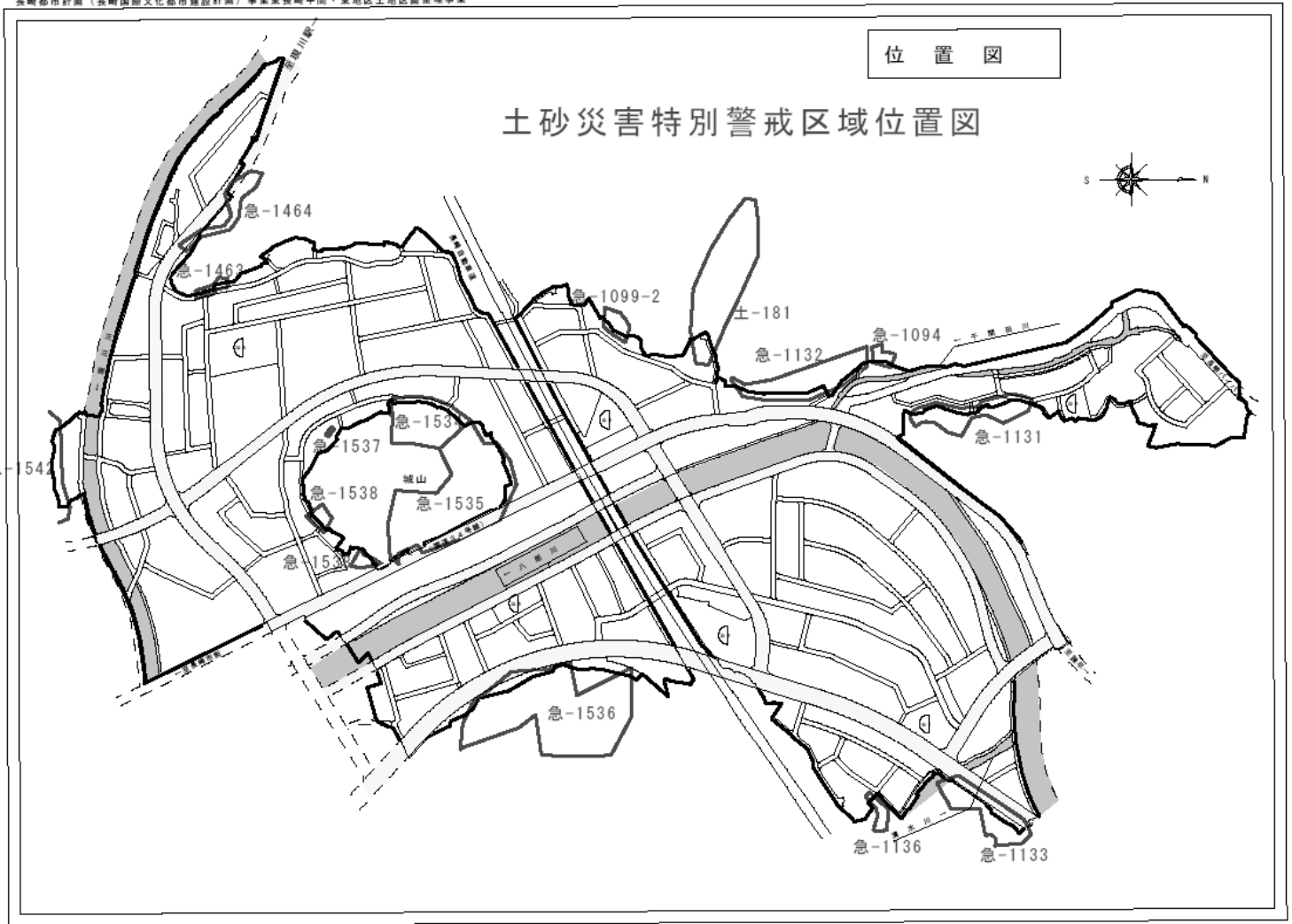
例図



住宅戸数が5戸以上の場合、急傾斜地崩壊対策事業が実施可能



※急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土砂災害特別警戒区域の指定は解除される



ご不明な点や質問等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。
 今後とも、平間・東地区土地区画整理事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。



〒851-0133

長崎市矢上町247番地の5
 東長崎土地区画整理事務所
 総務企画係・換地係

電話 095(839)5381
 FAX 095(837)1046

E-mail higaku@city.nagasaki.lg.jp

